

## スポーツマウスガード について

愛知県歯科技工士会 常務理事 土井 明人

昨年2月の歯科医学大会で“オーラルアプライアンスの技工”を歯科技工士会ブースにて発表させて頂き、今年も前回の反省を踏まえ、各種口腔内装置、睡眠時無呼吸症候群歯科的装置、スポーツマウスガードについて述べました。その中でインターネットによるマウスガード 製作についての問題点をスライド内に入れた説明に対し、4名の方から問い合わせがありました。3名の方からは技術的な質問でありましたが、1名からはネットによる販売等の問題についてでありました。私の知っている事をお答えさせて頂きましたが、行政の対応等指摘をもされました。「何が違法で何故グレーなのか、自分の考えが如何なのか」行政へ確認をいたしたく、令和元年11月17日に行われた歯科技工所管理者等講習会終了後に愛知県保健医療局健康医務部健康対策課へ書面にて質問を出させて頂きました。

### 質問内容

1:インターネットで型取りキットを送り、装着者自身が型取りした印象を送り返して、マウスガード を製作している業者が全国に存在します。この場合違法なのかどうか、又、依頼者である装着者に医療行為では無い旨の署名捺印をしての製作となるようですが、署名捺印が有れば、歯科技工所でなくても事業が可能なのかどうか

2:インターネット等で広告をし、チームや現場に出張して型取りして、マウスガード を製作する業者が全国に存在します。歯科医師、歯科衛生士がいない状態での印象採得は違法ではありますが、出張サービスを行っている業者の説明等には、上記同様に医療行為ではない署名捺印、一切口腔内には触らない、印象はサポートのみ等の記載があります。当然依頼したチームや現場で装着者の口腔内に触れば違法行為となりますが、口腔内に触れなければ、事業として可能なのかどうか、違法性はないのか？

以上2点の質問をさせて頂きました。

同年12月26日に管理者等講習会でご質問があった内容と同趣旨のものが、厚生労働省の回答として 経済産業省Web「グレーゾーン解消制度」(インターネット通販を活用したマウスピース等製作事業)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/11/20191101007/20191101007>

に掲載されている旨のメールが届き同日、上記に関連する厚生労働省通知が都道府県あてに発出されました。令和2年1月9日 いわゆるマウスピース等の取り扱いについて愛知県保健医療局健康医務部健康対策課歯科・栄養グループより通知があり会員への周知をお願いされ、年明けに行われた地区代表者会議にて歯科技工管理部の今瀬常務より通達されました。又、SNS 等でも各県の技工士の方々が書面をアップされ全国にも通達されました。愛知県歯科技工士会のホームページ・会員ページ・関係法規関連にリンク先等をアップしてありますので、ご確認の上、周知して頂きますようお願いいたします。